

C2-2023- 法 律

専門(多肢選択式)試験問題

注 意 事 項

1. 問題は**49題(52ページ)**あります。

問題は必須問題**31題**(No.1～No.31)と選択問題**18題**(No.32～No.49)に分かれています。選択問題については**任意の9題**を解答し、必須問題と合計して**40題**を解答してください。

なお、選択問題については、**9題**を超えて解答しても超えた分については採点されません。

2. 答案用紙の解答欄のうち、「選択」の欄にはマークしないでください。

3. 解答時間は**3時間30分**です。

4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。

5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。

6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏名
	法 律		

指示があるまで中を開いてはいけません。

【No. 1】 外国人の人権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、当該外国人の属する国との外交関係等に照らしながら、その政治的判断によりこれを決定することができ、その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許されるべきことと解され、障害福祉年金の支給対象から在留外国人を除外することは、立法府の裁量の範囲に属する事項と見るべきであり、憲法第25条に違反しない。

イ. 外国人登録法が定める在留外国人を対象とする指紋押なつ制度は、同法の目的を達成するために制定されたもので、その立法目的には十分な合理性があり、かつ、必要性も肯定することができる。また、その具体的な制度内容は、精神的、肉体的に過度の苦痛を伴うものとまではいえず、方法としても、一般的に許容される限度を超えない相当なものであったと認められるので、このような指紋押なつ制度を定めた同法の規定は憲法第13条に違反しない。

ウ. 地方公共団体の管理職の職務は広範多岐に及び、公権力を行使することなく、また、公の意思に参画する蓋然性が少なく、地方公共団体の行う統治作用に関わる程度の弱い管理職も存在することから、外国人を任用することが許されない管理職と許される管理職とを区別して任用管理を行う必要があり、このような任用制度を構築することなく、日本国民である職員に限って管理職に昇進することができることとする措置をとることは、合理的な理由を欠き、憲法第14条第1項に違反する。

エ. 台湾住民である旧軍人軍属が戦傷病者戦没者遺族等援護法及び恩給法に定める国籍条項等の規定によりそれらの適用から除外され、日本の国籍を有する旧軍人軍属と台湾住民である旧軍人軍属との間に差別が生じていることは、当該国籍条項等が台湾住民である旧軍人軍属に対する補償問題は日本国政府と中華民国政府の外交交渉による解決が予定されたことに基づいて設けられたと解されること、その後、両国の外交関係の消滅によりその解決が事実上不可能となつたことに鑑みると、十分な合理的根拠を欠くものとして、憲法第14条第1項に違反する。

オ. 外国人の在留の許否は国の裁量に委ねられ、我が国に在留する外国人は、憲法上我が国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求することができる権利を保障されているものではなく、ただ、出入国管理令上法務大臣がその裁量により更新を適当と認めるに足りる相当の理由があると判断する場合に限り在留期間の更新を受けることができる地位を与えられているにすぎないものであり、したがって、外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、このような外国人在留制度の枠内で与えられているにすぎないものと解するのが相当であって、在留の許否を決する国の裁量を拘束するまでの保障が与えられているものと解することはできない。

1. ア、イ、エ
2. ア、イ、オ
3. ア、ウ、オ
4. イ、ウ、エ
5. ウ、エ、オ

【No. 2】 次の記述は、公務員の労働基本権に関する判例について時系列で記述したものである。

下線部(1)～(5)のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

公務員の労働基本権の制限について、当初、(1)最高裁判所は、公務員は全体の奉仕者であり、公共の福祉のために一定の制約を受けるが、公務員が行う業務はその性質に鑑みれば一般の勤労者が行う業務と同様の性質を有する場合も多いとして、公務員が一般の勤労者と異なった特別な扱いを受けることは不当であり、公務員の労働基本権を制限することは原則として認められないと判示した。

その後、(2)最高裁判所は、公務員の労働基本権の制限は、労働基本権を尊重し確保する必要と国民生活全体の利益を維持増進する必要とを比較衡量して、合理性の認められる必要最小限度のものにとどめなければならないこと、制限がやむを得ない場合には、これに見合う代償措置が講ぜられなければならないことなどを判示した。

また、争議行為を禁止し、そのあたり行為等を処罰の対象としている地方公務員法の合憲性が争われた事件において、(3)最高裁判所は、地方公務員の具体的な行為が禁止の対象たる争議行為に該当するかどうかは、争議行為を禁止することによって保護しようとする法益と、労働基本権を尊重し保障することによって実現しようとする法益との比較衡量により、両者の要請を適切に調整する見地から判断することが必要であるとした上で、あたり行為等の態様や違法性の程度のニュアンスを一切否定して一律にあたり行為等を刑事罰をもって臨む違法性があるものと断定することは許されないと判示した。

その後、国家公務員法の争議行為の禁止が問題となった事件において、(4)最高裁判所は、公務員法制が労働基本権の制約に見合う代償措置として、身分、任免、服務、給与その他に関する勤務条件についての詳細な規定を設け、更に準司法機関的性格を持つ人事院を設けていることなどを指摘した上で、公務員の争議行為やそのあたり行為等を禁止するのは、国民全体の共同利益の見地からするやむを得ない制約である旨判示した。

また、人事院勧告の実施の凍結に抗議して行われた争議行為に対する懲戒処分が争われた事件において、(5)最高裁判所は、適切な代償措置の存在は公務員の労働基本権の制約が違憲とされないための重要な条件であるから、人事院勧告の実施の凍結は極めて異例な事態であり、その実施を求めて行われた争議行為に対する処分は原則として懲戒権の濫用に当たると判示した。

1. (1)、(2)、(4)
2. (1)、(2)、(5)
3. (1)、(3)、(5)
4. (2)、(3)、(4)
5. (3)、(4)、(5)

【No. 3】 人身の自由に関する次の記述のうち、判例に照らし、最も妥当なのはどれか。

1. 憲法第35条は、「住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利」を規定しているところ、この規定の保障対象には、「住居、書類及び所持品」に限らずこれらに準ずる私的領域に「侵入」されることのない権利が含まれる。
2. 憲法第35条第1項は、刑事責任追及の手続における強制について、それが司法権による事前の抑制の下に置かれるべきことを保障した趣旨であるため、対象となる手続が刑事責任追及を目的とするものでなければ、この規定の保障は及ばない。
3. 憲法第37条第1項は、個々の刑事事件について、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害されたと認められる異常な事態が生じた場合であっても、これに対処する具体的規定がない限り、審理を打ち切るという非常救済手段をとることを認めない趣旨の規定である。
4. 交通事故の際に事故の内容等を警察官に報告するよう命ずることは、刑事責任を問われるおそれのある事故の原因その他の事項についても報告義務のある「事故の内容」に含まれると解されるため、憲法第38条第1項にいう自己に不利益な供述の強要に該当する。
5. 憲法第39条は、「同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない」と規定しているところ、下級審における有罪判決に対し、検察官が上訴しより重い刑の判決を求めるることは、被告人を二重の危険にさらすものであり、したがって、同条に違反するものである。

【No. 4】 国会に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 衆議院が解散されたときは、参議院は同時に閉会となるが、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。ただし、緊急集会において採られた措置は臨時のものであり、次の国会開会の後 10 日以内に衆議院の同意がない場合には、その効力を失う。
- イ. 両議院は、院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。院内とは、議員による討議が行われる議場内のこととし、議場外の行為については、会議の運営に関連するものであったとしても、懲罰の対象とはならない。また、議員を除名するには、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の多数による議決が必要とされる。
- ウ. 国会議員が国会で行った質疑等において、個別の国民の名誉や信用を低下させる発言がなされた場合に、国家賠償法第 1 条第 1 項にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任が肯定されるためには、当該国会議員が、その職務とは関わりなく違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示するなど、国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したと認め得るような特別の事情があることを要するとするのが判例である。
- エ. 両議院の会議は、委員会も含めて公開が原則とされているが、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。秘密会の記録については、原則として公表する必要はない。
- オ. 予算案の議決について、参議院が衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて 30 日以内に議決しないときは、参議院は当該予算案を否決したものとみなされ、両議院の協議会を開かなければならぬ。両議院の協議会を開いても意見が一致しないときは、衆議院の議決が国会の議決となる。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、オ
5. エ、オ

【No. 5】 裁判官の身分保障に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 裁判官の懲戒権は、司法府の自主性を尊重して、裁判所自身に与えられており、行政機関がこれを行使することはできない。また、裁判官には、公の弾劾による罷免があることから、懲戒による免職はなく、停職のみが法定されている。
2. 最高裁判所の裁判官は、国民審査において投票者の多数が罷免を可とする場合及び公の弾劾による場合を除いて、罷免されることはない。
3. 裁判官が弾劾裁判所の裁判で罷免を宣告された場合に、これを不服とするときは、当該裁判官は宣告の取消しを求めて通常裁判所に出訴することができる。
4. 公の弾劾による裁判官の罷免事由は、職務執行に関するものに限られない。裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったときは、職務外の私的な行為に関するものであっても、弾劾により罷免される。
5. 最高裁判所及び下級裁判所の裁判官は、全て定期に相当額の報酬を受け、個々の裁判官が在任中に報酬を減額されることはない。また、法律で全裁判官の報酬を一律に減額することは、財政上の理由であっても、立法府による裁判官の独立の侵害となるため許されず、実際に減額された例もない。

【No. 6】 違憲審査権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 我が国の現行の制度の下では、特定の者の具体的な法律関係につき紛争の存する場合においてのみ裁判所にその判断を求めることができるのが原則であるが、憲法裁判所が存在しないことから、法律命令等の合憲性に疑義が生じる場合には、具体的事件を離れて抽象的に法律命令等の合憲性の判断を裁判所に求めることができる。
- イ. 本人以外の権利が侵害されていることを理由として、法律等の規定の合憲性を裁判で争うこととはできないが、公職選挙法において未成年者や受刑者の選挙権が制限されていることについては、その影響がこれらの者の権利の侵害に限定されないため、これらの者以外の者が選挙権の制限に係る同法の規定の違憲を主張してこれを争うことができる。
- ウ. 国外に居住していて国内の市町村の区域内に住所を有していない日本国民に係る最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査については、現行法上、審査権の行使を認める規定を欠いているが、国民審査の方法その他審査に関する事項の具体的決定は、原則として立法府である国会の裁量的権限に属するため、司法審査は及ばない。
- エ. 裁判所の裁判は、個々の事件について具体的処置をつけるものであるから、その本質は一種の処分であり、憲法第81条の「一切の法律、命令、規則又は処分」にいう「処分」に含まれ、終審として最高裁判所の違憲審査権に服する。
- オ. 国会議員の立法行為は、その性質上法的規制の対象になります、特定個人に対する損害賠償責任の有無という観点から、るべき立法行為を指定して具体的立法行為の適否を法的に評価することは、原則として許されない。また、ある法律が個人の具体的権利利益を侵害するものである場合、裁判所はその者の訴えに基づき当該法律の合憲性を判断するが、この判断は既に成立している法律の効力に関するものであり、法律の効力についての違憲審査がなされるからといって、当該法律の立法過程における国会議員の立法行為が当然に法的評価に親しむものとすることはできない。

1. ア、イ
2. イ、エ
3. ウ、エ
4. ウ、オ
5. エ、オ

【No. 7】 財政に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付としてではなく、一定の要件に該当する全ての者に対し課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法第84条に規定する租税に当たるというべきであるところ、市町村が行う国民健康保険事業に要する経費の多くは公的資金によって賄われており、保険料と保険給付を受け得る地位とのけん連性は断ち切られていることから、国民健康保険の保険料には同条が直接適用されるとするのが判例である。
- イ. 新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることが必要とされていることから、租税を創設し、改廃するのはもとより、納税義務者、課税標準、徴税の手続は全て法律に基づいて定められなければならないと同時に法律に基づいて定めるところに委せられているとするのが判例である。
- ウ. 普通地方公共団体は、その区域内における当該普通地方公共団体の役務の提供等を受ける個人又は法人に対して国とは別途に課税権の主体となることが憲法上予定されているものと解することはできず、租税の税目、課税客体、課税標準、税率等については、法律において定めなければならないから、普通地方公共団体が条例により課税することは憲法第84条に違反するとするのが判例である。
- エ. 会計年度が開始するときまでに当該会計年度の予算が成立しないことが明らかな場合、内閣は、暫定予算を作成し、これを国会に提出することができるとされ、前年度の予算を執行するとはされていない。暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは失効し、暫定予算に基づく支出又は債務の負担は、当該会計年度の予算に基づいてなされたものとみなされる。
- オ. 憲法第90条は、国の収入支出の決算とその検査報告を、会計検査院が翌年度に国会に提出しなければならないと規定している。国会で決算が否決された場合でも、決算の効力に影響はない。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、エ
4. ウ、オ
5. エ、オ

【No. 8】 委任命令に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 農地法施行令が、自作農創設特別措置法による買収農地のうち、農地法に定める自作農の創設等の目的に供しないことが相当であるとの認定をすることができる土地を、買収後新たに生じた公用等の目的に供する緊急の必要があり、かつ、その用に供されることが確実なものに制限していることは、農地法に基づく売払制度の趣旨に沿った売払いの認定基準を定めたものであるから、これをもって法の委任の範囲を越えた無効のものということはできない。
- イ. 銃砲刀剣類所持等取締法の規定を受けて制定された銃砲刀剣類登録規則が、文化財的価値のある刀剣類の鑑定基準として、美術品として文化財的価値を有する日本刀に限る旨を定め、この基準に合致するもののみを我が国において文化財的価値を有するものとして登録の対象にすべきものとしたことは、同法の趣旨に沿う合理性を有する鑑定基準を定めたものというべきであるから、これをもって法の委任の趣旨を逸脱する無効のものということはできない。
- ウ. 児童扶養手当法の委任に基づき児童扶養手当の支給対象児童を定める児童扶養手当法施行令が、母が婚姻によらずに懐胎した婚姻外懐胎児童を児童扶養手当の支給対象児童としながら、「(父から認知された児童を除く。)」との括弧書により父から認知された婚姻外懐胎児童を除外することは、法の趣旨、目的に照らし、両者の間の均衡を欠き、法の委任の趣旨に反するものといわざるを得ず、当該括弧書は法の委任の範囲を逸脱した違法な規定として無効である。
- エ. 地方自治法施行令が、公職選挙法の規定の準用により、公務員につき議員の解職請求代表者となることを禁止していることは、かかる委任の根拠規定である地方自治法が、議員の解職請求に係る投票手続のみならず、これと密接に関連する当該解職請求手続についても、公務員の職務遂行の中立性を確保し手続の適正を期する観点から公職選挙法の規定の準用を認めたものであるから、その委任の範囲内の適法かつ有効なものと解すべきである。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 9】 行政行為に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 医師会がある医師に人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行った後に、当該指定を存続させることが公益に適合しない状態が生じ、当該指定の撤回によって当該医師の被る不利益を考慮しても、なおそれを撤回すべき公益上の必要性が高いと認められる場合であっても、法令上その撤回について直接明文の規定がないときは、当該指定を撤回することはできない。
- イ. 原子炉の周辺に居住する住民が、当該原子炉の設置者に対しその建設ないし運転の差止めを求める民事訴訟を提起している場合であっても、当該住民が提起した当該原子炉の設置許可処分の無効確認の訴えは、適法である。
- ウ. 課税庁が行った課税処分に課税要件の根幹についての内容上の過誤があり、徵税行政の安定とその円滑な運営の要請を斟酌してもなお、不服申立期間の徒過による不可争的効果の発生を理由として被課税者に当該処分による不利益を甘受させることが著しく不当と認められるような例外的な事情がある場合には、当該処分は当然無効である。
- エ. 東京都建築安全条例所定の接道要件を満たしていない敷地上の建築物について、同条例に基づく安全認定が行われた上で建築確認がされている場合、安全認定が取り消されていなくても、建築確認の取消訴訟において、安全認定が違法であるために同条例所定の接道義務の違反があると主張することは許される。
- オ. 公立学校の学校施設の目的外使用を許可するか否かにつき管理者が行う判断の適否に関する司法審査は、その判断が管理者の裁量権の行使としてされたこと及び管理者がその判断において考慮すべきものとして選択した要素を前提とした上で、その判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる。

1. ア、イ、ウ
2. ア、イ、オ
3. ア、エ、オ
4. イ、ウ、エ
5. ウ、エ、オ

【No. 10】 行政手続法に規定する聴聞に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 聴聞では、書面審理の原則をとりながら、当事者から申立てがあった場合には、主宰者は、申立人の所在その他の事情により困難と認められる場合を除き、申立人に口頭で聴聞に係る事件に関する意見を述べる機会を与えることなければならないこととされている。
- イ. 行政庁は、許認可等を取り消す不利益処分をしようとする場合や、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとする場合などには聴聞を実施しなければならないが、これらの場合以外であっても、行政庁が相当と認めるときは、裁量で聴聞を実施することができる。
- ウ. 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行るべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者及びそれ以外の利害関係人に対し、法所定の事項を書面により通知しなければならない。
- エ. 聴聞の通知を受けた当事者は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができるが、この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、その閲覧を拒むことができる。
- オ. 主宰者は、当事者の全部又は一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、出頭に代えて陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、その者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

1. ア、イ、ウ
2. ア、ウ、エ
3. ア、エ、オ
4. イ、ウ、オ
5. イ、エ、オ

【No. 11】 行政手続法に規定する意見公募手続等に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 行政手続法は、命令等制定機関が命令等を定めるに当たっては、当該命令等が根拠法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならないという一般原則を明記している。この命令等には、政令のように閣議決定により定められるものも含まれるが、その場合の命令等制定機関は、内閣ではなく、当該命令等の立案をする各大臣である。
- イ. 意見公募手続を実施した結果、公示した案を同一性が失われるほど大幅に変更する必要が生じた場合であっても、行政手続法上、別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施することは予定されていないため、公示した案と変更した案の違いを明示して公表すれば足りる。
- ウ. 行政手続法は、公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるときは、これを実施することを求めていないが、当該命令等の制定前に意見公募手続を実施しなかった場合には、当該命令等の制定後に意見公募手続を実施しなければならないとしている。
- エ. 行政手続法は、地方公共団体の機関が命令等を定める行為について、意見公募手続等に関する同法の規定を適用除外としているが、他方において、同法は、地方公共団体は、命令等を定める行為に関する手続について、同法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしている。
- オ. 行政手続法は、命令等制定機関が委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときであっても、当該命令等制定機関は、意思形成過程への国民の参加を十分に確保するため、自ら意見公募手続を実施しなければならないとしている。

1. ア、エ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、オ

【No. 12】 行政事件訴訟法の規定する行政事件訴訟に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 実質的当事者訴訟には、行政庁の訴訟参加、職権証拠調べ、拘束力、訴訟費用の裁判の効力の規定が準用されるほか、行政処分の無効を前提とする当事者訴訟における仮の救済を図るため、執行停止の規定が準用されている。

イ. 在外選挙制度が創設される前の公職選挙法が、在外日本人に衆議院議員の選挙及び参議院議員の選挙における選挙権の行使を認めていなかった点において違法であったことの確認を求める訴えは、同制度が創設された後についても、選挙権の性質とその重要性に鑑み、公法上の法律関係に関する確認の訴えとして適法である。

ウ. 職務命令に基づく公的義務の不存在の確認の訴えは、法定抗告訴訟として当該職務命令の違反を理由としてされる蓋然性のある懲戒処分の差止めの訴えを適法に提起することができ、その本案において当該職務命令に基づく公的義務の存否が判断の対象となる以上、当該懲戒処分の予防を目的とする無名抗告訴訟としては、不適法である。

エ. 行政事件訴訟法の定める機関訴訟は、国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟であるところ、沖縄県知事が国土交通大臣の是正の指示に従って公有水面の埋立承認取消処分の取消しをするか否かが争点となった国の関与に関する訴えはその一例であり、国の関与に対して、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、審査の申出や関与の取消しを求める訴えを提起しないときには、国の行政庁の側から、地方公共団体が是正の指示に従わず、埋立承認取消処分を取り消さないことにつき、不作為の違法確認を求めて出訴することはできない。

オ. 行政事件訴訟法の定める民衆訴訟は、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為のは是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものであるところ、その一例である地方自治法上の住民訴訟については、これに属する請求として、差止めの請求、行政処分の取消し又は無効確認の請求、怠る事実の違法確認の請求及び損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを求める義務付け請求が挙げられる。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、エ
4. イ、オ
5. ウ、オ

【No. 13】 取消訴訟の原告適格に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 鉄道の連続立体交差化に当たり付属街路を設置することを内容とする都市計画事業(A事業)は、鉄道の連続立体交差化を内容とする都市計画事業(B事業)に付属する事業であり、両事業は形式的には別個のものであるが実質的には一体のものとして取り扱うべきであるから、A事業の事業地の周辺に居住する住民は、A事業の事業地内の不動産の権利を有しなくても、B事業が実施されることにより健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けている場合には、A事業の認可の取消しを求める原告適格を有する。
- イ. 医療法の病院開設許可の要件を定める規定が、病院開設の許否の判断に当たり、当該病院の開設地の付近で医療施設を開設している者の利益を考慮することを予定していないことは明らかであり、また、同法が定める法の目的及び医師等の責務に関する規定からも、病院開設許可に関する同法の規定が当該者の利益を保護する趣旨を含むと解することはできないことなどからすると、当該病院の開設地の市又はその付近において医療施設を開設している医療法人は、同法に基づく当該病院の開設許可の取消しを求める原告適格を有しない。
- ウ. 自転車競技法に基づき同法施行規則が定めるいわゆる周辺環境調和基準は、場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置が周辺環境と調和したものであることをその設置許可要件の一つとして定めるものであるが、同基準は、当該施設周辺の居住環境との調和を求める趣旨を含む規定であると解され、当該施設の周辺に居住する者等の具体的利益を個々人の個別的利益として保護する趣旨を読み取ることができるから、同法に基づく設置許可がされた当該施設の周辺において居住し又は事業を営む者は、同基準を根拠として当該施設の設置許可の取消しを求める原告適格を有する。
- エ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、公衆衛生の向上を図るなどの公益的見地から産業廃棄物等処分業を規制するとともに、産業廃棄物の最終処分場からの有害な物質の排出に起因する大気や土壤の汚染等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民に対して、そのような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含むと解されるから、産業廃棄物の最終処分場の周辺に居住する住民のうち、当該最終処分場から有害な物質が排出された場合にこれに起因する大気や土壤の汚染等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該最終処分場を事業の用に供する施設としてされた産業廃棄物等処分業の許可処分及び許可更新処分の取消しを求める原告適格を有する。

1. ア、ウ
2. イ、エ
3. ウ、エ
4. ア、イ、エ
5. イ、ウ、エ

【No. 14】訴えの利益に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 生活保護受給権は一身専属的権利であるため、原告が死亡すると相続されないが、保護変更決定に起因して国に対する不当利得返還請求権が生ずる場合は、当該請求権の相続性は否定されない。そして、当該請求権を行使するためには、不服申立てに対する厚生大臣(当時)の変更決定を是認する裁決を取り消すことが当然の前提となるので、当該請求権を相続した者は、当該裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する。
- イ. 都市計画法上の開発許可に基づく開発行為により生じる掛け崩れ等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に居住する者は、開発許可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有するが、その利益は一身専属的なものであり、相続の対象とならないので、その者が死亡した場合には、取消しを求める訴えの利益は失われる。
- ウ. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の根底にある国家補償的配慮や健康管理手当の受給権が具体的な給付を求める権利であることを踏まえると、同法に基づく被爆者健康手帳交付申請及び健康管理手当認定申請の各却下処分の取消しを求める訴訟並びに同取消しに加えて被爆者健康手帳の交付の義務付けを求める訴訟について、訴訟の係属中に申請者が死亡した場合には、当該訴訟は当該申請者の死亡により当然に終了するものではなく、その相続人がこれを承継するものと解するのが相当である。
- エ. 免職処分を受けた公務員が公職に立候補した場合、公職選挙法の規定によりその届出の日に当該公務員の職を辞したものとみなされるから、当該公務員は、仮に免職処分が取り消されたとしても、元の地位を回復することはできず、免職処分の取消しを求める訴えの利益は失われる。
- オ. 免職された公務員が免職処分の取消訴訟の係属中に死亡した場合には、当該免職処分の取消しによって回復される給料請求権等が相続の対象となり得ることから、当該公務員の相続人が当該訴訟を承継することが認められる。

1. ア、イ、ウ
2. ア、ウ、エ
3. ア、エ、オ
4. イ、ウ、オ
5. イ、エ、オ

【No. 15】 義務付けの訴え及び差止めの訴えに関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 行政事件訴訟法第3条第6項第1号の義務付けの訴え(非申請型義務付け訴訟)は、「その損害を避けるため他に適当な方法がないとき」に限り提起することができるとしており、第三者である私人に対して直接民事上の請求をすることが可能である場合には、これを提起することはできない。

イ. 行政事件訴訟法第3条第6項第2号の義務付けの訴え(申請型義務付け訴訟)について、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、併合提起された処分等に係る取消訴訟等についてのみ終局判決をすることがより迅速な争訟の解決に資すると認めるときは、当該取消訴訟等についてのみ終局判決をすることができます。

ウ. 差止めの訴えにおいて「重大な損害を生ずるおそれ」があると認められるためには、処分により生ずるおそれのある損害が、処分がされた後に取消訴訟等を提起して執行停止の決定を受けることなどにより容易に救済を受けることができるものではなく、処分がされる前に差止めを命じる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであることを要する。

エ. 行政事件訴訟法の「処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する」という規定は、義務付けの訴え及び差止めの訴えに準用され、これらの訴えに係る判決の効力は原則として第三者にも及ぶ。

オ. 仮の義務付けは、「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるとき」に、裁判所が、申立てにより、決定をもって命じることができると、ここにいう「償うことのできない損害」とは金銭賠償が不可能な損害に限定されており、金銭賠償のみによる救済では社会通念上不合理と認められる場合であっても、仮の義務付けはすることができない。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 16】 国家賠償法に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 公務員による一連の職務上の行為が全て同一の公共団体に属する公務員の職務上の行為によって組成され、その一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、その一連の行為のうちいずれかに行為者の故意又は過失による違法行為があったのでなければ被害が生じることはなかったであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよ、これによる被害につき行為者の属する公共団体が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在するときは、公共団体は、加害行為の不特定を理由として国家賠償法又は民法上の損害賠償責任を免れることはできない。
- イ. 公権力の行使に当たる公務員の職務行為を理由とする国家賠償の請求については、国又は公共団体が賠償の責めに任ずるのであって、公務員が行政機関としての地位において賠償の責任を負うものではなく、また、公務員個人もその責任を負うものではない。
- ウ. 公務員が客観的に職務執行の外形を備える行為をして、これによって他人に損害を加えた場合でも、その公務員が主観的には権限行使の意思を持っておらず、専ら自己の利を図る意図をもってその行為をしたものであるときは、その行為は国家賠償法第1条の職務執行には該当せず、国又は公共団体は損害賠償の責めを負わない。
- エ. 社会福祉法人が設置運営する児童養護施設において、本来都道府県の有する公的な権限を委譲されて行うこととなった養育監護行為の実施に当たって、当該施設の職員が故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた場合、当該施設の職員による養育監護行為は、国家賠償法第1条第1項の定める公権力の行使に当たる公務員の職務行為に該当しないため、都道府県は損害賠償の責めを負わない。
- オ. 国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的な事情の下において違法性を判断すべきものであるが、規制権限の不行使と発生した損害との間に社会通念上相当な因果関係が認められるときは、国家賠償法第1条第1項の適用上違法となる。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 17】 国家補償に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 予防接種によって後遺障害が発生した場合には、禁忌者を識別するために必要とされる予診が尽くされたが禁忌者に該当すると認められる事由を発見することができなかつたこと、被接種者が後遺障害を発生しやすい個人的素因を有していたこと等の特段の事情が認められない限り、被接種者は禁忌者に該当していたと推定するのが相当である。
- イ. 公害健康被害の補償等に関する法律は、障害補償費の支給が、公害による健康被害に係る損害の迅速な填補のためにされる趣旨のものであることを明らかにしており、そのような同法の仕組みに照らせば、障害補償費は、都道府県知事が公害の原因企業の負担すべき損害賠償を肩代わりして給付するものではなく、疾病にかかっていると認められる者に対して社会保障的な見地から給付するものであるため、障害補償費の請求者が、当該疾病による健康被害について、同企業に対し損害賠償請求を行い、判決が確定し、賠償金が全額支払われた場合であっても、請求者は損害賠償請求と同一の事由について満額の補償給付を受けることができる。
- ウ. 土地収用法における損失の補償は、特定の公益上必要な事業のために土地が収用される場合に、その収用によって当該土地の所有者等が被る特別な犠牲の回復を図ることを目的とするものであるところ、ある土地が都市計画事業のために収用される場合、同土地に当該事業のために建築制限が課せられているときは、損失補償額の算定に当たっては、同土地が建築制限を受けた土地であることを前提としてその評価をなす必要がある。
- エ. ため池の堤とうに農作物を植える等の行為を禁止する条例について、その目的はため池の破損、決かい等による災害を未然に防止することであって、ため池の堤とうを使用する財産上の権利を有する者は、この目的のためにその財産権の行使をほとんど全面的に禁止されることになるが、そのような制約は、ため池の堤とうを使用し得る財産権を有する者が当然受忍しなければならない責務というべきものであって、憲法第29条第3項の損失補償を必要としない。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 18】 国の行政組織等に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 各省には、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する副大臣及び大臣政務官のほか、大臣の命を受け、企画及び立案並びに政務に関して大臣を補佐する大臣補佐官を必ず置かなければならない。
- イ. 国家行政組織法は、内閣の統轄の下における行政機関で内閣府及びデジタル庁以外のものの組織の基準を定めており、人事院や復興庁も同法の適用対象に含まれるが、内閣に対して独立の地位を有する会計検査院に対しては適用されない。
- ウ. 独立行政法人は、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事業であって、国が自ら主体となって実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを一定の自主性及び自律性を發揮しつつ執行することを目的として、独立行政法人通則法の規定により設立された法人であり、具体的には、中期目標管理法人、国立研究開発法人、国立大学法人、行政執行法人又は特殊法人として設立される。
- エ. 内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針が存在しない場合においても、流動的で多様な行政需要に遅滞なく対応するため、少なくとも、内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、隨時、その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導、助言等の指示を与える権限を有するとするのが判例である。
- オ. 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に特命担当大臣を置くことができる。また、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、経済財政諮問会議等の重要政策に関する会議が内閣府に置かれている。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 19】 公務員法に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 国家公務員法は、専ら憲法第73条第4号にいう官吏に関する事務を掌理する基準を定めるものであり、国会や裁判所の職員は対象外である。また、ある職が国家公務員の職に属するかどうかを決定する権限は、人事院にある。

イ. 国家公務員法・地方公務員法の規定が適用されるのは一般職のみであり、特別職については、基本的には個別法の定めるところによる。行政執行法人の役員及び職員は一般職の国家公務員とされ、国家公務員法の規定の適用を受ける。また、特定地方独立行政法人の役員及び職員は一般職の地方公務員とされ、地方公務員法の規定の適用を受ける。

ウ. 人事院又は人事委員会若しくは公平委員会が、停職処分を減給処分に修正した場合、修正裁決は、原処分を行った懲戒権者の懲戒権の発動に関する意思決定を承認し、これに基づく原処分の存在を前提とした上で、原処分の法律効果の内容を一定の限度のものに変更する効果を生ぜしめるにすぎないものであり、これにより、原処分は、当初から修正裁決による修正どおりの法律効果を伴う懲戒処分として存在していたものとみなされるので、申立人は、取消訴訟において、懲戒権者の行った懲戒処分(減給処分に修正されたもの)を原処分として争わなければならぬ。

エ. 公務員に対する不利益処分に係る審査請求の審査は人事院の所掌事務とされ、その審査の手続が対審構造の下で公開の審理が行われ司法手続に準じた攻撃防御が行われる審理構造になっていることから、準司法的機能を有している。そのため、人事院が行った裁決を不服として訴訟が提起される場合には、審級省略が認められ、新証拠の提出制限や実質的証拠法則も法定されている。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 20】 詐欺又は強迫による意思表示に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. Aが、Bの強迫により、A所有の甲土地をBに売却し、その直後にBが甲土地をCに転売し、それぞれ所有権移転登記がなされた場合、CがBの強迫の事実につき善意・無過失であったときは、Aは、Cに対し、強迫を理由とするA B間の売買契約の取消しを対抗することができない。

イ. Bが贋作の絵画甲を所有していたところ、Cが、Aに対し、甲が真作である旨欺罔し、Aは、甲を真作であると誤信してBから購入した。この場合において、BがCの詐欺の事実につき善意・有過失であったときは、Aは、Cの詐欺を理由としてBとの売買契約を取り消すことができる。

ウ. Aが、Bの詐欺により、A所有の甲土地をBに売却し、所有権移転登記がなされたところ、Aは、詐欺を理由として甲土地売却の意思表示を取り消したが、その後、Bが甲土地をその登記がB名義のままであることを奇貨としてCに売却した場合、CがBの詐欺の事実につき善意・無過失であったときは、Cは、登記を備えなくとも甲土地の所有権の取得をAに対抗することができる。

エ. A及びBがCに対する連帶債務を負っていたところ、AがCの詐欺によりCに代物弁済をした後、詐欺を理由として代物弁済を取り消した場合、BがCの詐欺の事実につき善意・無過失であったときは、Bは、Cに対し、代物弁済による債務の消滅を対抗することができる。

オ. Aが、Bの詐欺により、A所有の甲土地をBに売却し、所有権移転登記を経た後、Bの債権者であるCが甲土地上に抵当権の設定を受けた場合、CがBの詐欺の事実につき善意・無過失であっても、Aは、Bに対し、Bの詐欺を理由として甲土地売却の意思表示を取り消すことができる。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、オ
5. エ、オ

【No. 21】 取得時効に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 10年の取得時効を援用するためには、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の物を占有し、その占有の開始のときに善意・無過失であることが必要であるが、これらの要件は全て推定され、推定を覆そうとする相手方が、占有者に所有の意思がなかったことや過失があつたことなどの立証責任を負う。

イ. 占有者が物を占有中、真の所有者であれば通常とらない態度を示し、又は当然とるべき行動に出なかつたなど、外形的客観的にみて占有者が他人の所有権を排斥して占有する意思がなかつたと解される事情があるときは、占有者の所有の意思は否定される。例えば、占有者が長期間にわたつて所有権移転登記手続を求めなかつしたことや、固定資産税を負担しなかつたことは、真の所有者として異常な態度であり、そのことのみをもつて所有の意思はなかつたと認められる。

ウ. Bは、無権原であることを知りながら、Aの所有する甲土地に建物を建てて居住していたが、甲土地の占有開始から7年後に死亡した。その数か月後、Bの相続人である息子Cが当該建物に引っ越してきて甲土地の占有を開始し、さらに12年が経過した。Aが、Cに対して甲土地の明渡しを求めた場合、Cが甲土地の占有開始時点で善意・無過失であったときは、Cは自己の占有のみを主張して10年の取得時効を援用することができる。

エ. Bは、Aの所有する甲土地を善意・無過失で占有し、10年が経過したが、甲土地の登記名義はAのままとなつていた。その後、Cが、Aから甲土地を譲り受け、直ちに所有権移転登記を備えた。Bは、原則として甲土地の所有権をCに対抗することができないが、時効期間の起算点を変更することで、Cが時効完成後の第三者に当たらないと主張する余地があり、この場合には、Bは登記なくして甲土地の所有権をCに対抗することができる。

オ. Cが所有する甲土地をAが時効取得し、その取得時効完成後にBがCから甲土地を譲り受けた所有権移転登記を備えた場合において、Bが、甲土地の譲渡を受けた時点で、Aが多年にわたり甲土地を占有している事実を認識しており、Aの登記の欠缺を主張することが信義に反すると認められるときは、Aは、取得時効を援用し、登記なくして甲土地の所有権をBに対抗することができる。

1. ア、エ
2. イ、ウ
3. イ、エ
4. イ、オ
5. ウ、オ

【No. 22】 民法上の催告に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 被保佐人が法律行為をした場合におけるその相手方は、被保佐人に対して、1か月以上の期間を定めて、その期間内に取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができるが、被保佐人がその期間内に確答を発しないときは、その行為は取り消したものとみなされる。
2. 無権代理行為がなされた場合、その相手方は、本人に対して、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、その無権代理行為を追認したものとみなされる。
3. 債権者が保証人に対して債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができ、これを催告の抗弁という。委託を受けた保証人でも、委託を受けない保証人でも、同様に催告の抗弁権を有するが、連帯保証人や物上保証人には催告の抗弁権はない。また、保証人が催告の抗弁権を行使したにもかかわらず、債権者が催告を怠ったために主たる債務者から全部の弁済を得られなかったときは、保証人は、債権者が直ちに催告をすれば弁済を得ることができた限度において、その義務を免れる。
4. 契約当事者が相手方の債務不履行を理由に契約を解除する場合、催告をした上で解除することを原則とするが、無催告で解除することができる場合がある。民法の条文上、「債務の全部の履行が不能であるとき」という場合だけではなく、「債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき」という場合も、無催告でその契約を解除することができる。さらに、条文上、「債務の一部の履行が不能」である場合であっても、その債務の不履行が「軽微」でないことを要件として、無催告でその契約を解除することが認められている。
5. 債権者が債務者に対して履行の催告をしたとしても、それだけで新たに時効の進行が始まるわけではないが、催告の時から6か月を経過するまでの間は、債権の消滅時効は完成しない。また、催告によって時効の完成が猶予されている間に、再度、債権者が債務者に対して履行の催告を行うと、再度の催告の時から6か月を経過するまでの間は、消滅時効は完成しない。

【No. 23】 地役権に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 地役権は、一定の目的に従って他人の土地を地役権者の土地の便益のために利用する権利であり、便益を受ける土地を要役地、便益に供される土地を承役地という。両者は隣接している必要なく、要役地に隣接しない土地を承役地として地役権を設定することができる。
2. 地役権は要役地の所有者に承役地を排他的に使用させる権利であるから、同一の承役地上に複数の地役権を設定することはできない。
3. 地役権は、要役地の所有者と承役地の所有者との間の設定行為により成立するほか、時効によっても取得し得るが、相続や遺言によって取得することはできない。
4. 地役権は、要役地から分離して譲渡することができないが、要役地の所有権が譲渡された場合、要役地の所有権の移転に伴う地役権の移転は、所有権の移転登記に加えて地役権の移転登記がなければ、第三者に対抗することができない。
5. 地役権は物権であり、その侵害に対しては物権的請求権の行使が認められるから、要役地の所有者は、承役地を不法に占有する者に対し、当然に、その引渡請求をすることができる。

【No. 24】 留置権に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. Aは、自己所有の建物甲をBに売却する旨の契約を締結し、甲を引き渡したが、その後、錯誤を理由に当該契約を取り消した。Aが甲の明渡しを求めてBを訴えたのに対し、Bは、既払代金の返還請求権を被担保債権として、甲について留置権が成立している旨を主張して争った。Bの主張が認められる場合、裁判所は、Aの請求を全部棄却する判決をしなければならない。
2. Aが、Bに対して有する100万円の金銭債権を被担保債権として、B所有の絵画5点(各20万円相当)について留置権を有している場合、Bが、当該被担保債権100万円のうち30万円をAに弁済したときは、Aは、留置権の目的物である絵画5点のうち、少なくとも1点をBに返還する義務を負う。
3. Aは、自己所有の不動産甲をBに譲渡して引渡しを済ませたが、所有権移転登記がなされないうちに、Cにも甲を譲渡し、C名義の所有権移転登記がなされた。CがBに対して甲の明渡しを求めた場合、Bは、Aに対する債務不履行に基づく損害賠償請求権を被担保債権として、甲について留置権を行使することができる。
4. Aは自己所有の建物甲をBに賃貸した。Bは、賃貸借契約期間中に、甲について必要費を支出したが、AがBに必要費を償還しないまま賃貸借契約が終了した。この場合、Bは、原則として、賃貸借契約終了後も、必要費の償還請求権を被担保債権として、Aの承諾を得ることなく引き続き甲に居住し続けて、留置権を行使することができる。
5. 留置権者Aが、裁判上で留置権の抗弁を主張する際に、その基礎として被担保債権の存在を主張し、結果としてその裁判でAの留置権の主張が認められた場合、被担保債権について時効の更新の効力が生じる。

【No. 25】 債権譲渡に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. Aは、AのB銀行に対する譲渡制限特約付きの預金債権を、同特約につき悪意のCに譲渡した。この場合、A C間の債権譲渡は有効であるが、B銀行は、Cに対し、債務の履行を拒絶することができる。
- イ. Aは、AのBに対する譲渡制限特約付きの債権を、同特約につき悪意のCに譲渡した。その後、Cの債権者であるDが、当該債権に対して強制執行を行い、これを差し押された上、取立権限を得てBに債務の履行を請求した場合、Bは、Dに対し、債務の履行を拒絶することができる。
- ウ. Aは、AのBに対する譲渡制限特約付きの金銭債権を、同特約につき善意・無重過失のCに譲渡した。この場合、譲渡制限特約付きの債権の譲渡は有効であり、Cが債権者となり、Bにとって債権者を確知できないとはいえないで、Bは金銭債権全額に相当する金額を供託することはできない。
- エ. Aは、AのBに対する譲渡制限特約付きの金銭債権を、同特約につき悪意のCに譲渡し、Aがその旨をBに通知した後、BがAに対する反対債権を取得した。その後、CがBに対し、相当の期間を定めてAへの履行の催告をし、相当期間を経過した場合、BはAに対する反対債権による相殺をもってCに対抗することができない。
- オ. Aは、将来発生する予定のAのBに対する売買代金債権をCに譲渡した。その後、Cが債権譲渡の対抗要件を具備する前に、AがBとの間で当該債権に譲渡制限特約を付した場合、Bは、Cに対し、譲渡制限特約の存在を理由として、債務の履行を拒絶することができる。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. イ、オ
5. ウ、エ

【No. 26】 次の教授と学生の対話における学生の発言 ア ~ オ のうち、「Bが善意かつ無過失であった場合、民法第478条の適用(又は類推適用)があり、Bは保護されます。」という発言が当てはまるものとして、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。また、偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律については考えなくてよい。

教 授：BがAに対して債務を負っていたところ、Bがその債務を、受領権限を持たないCに弁済したらどうなりますか。

学 生：原則的に、弁済は無効(弁済の効力は生じない)となります。

教 授：それではBに二重弁済の危険が生じてしましますね。では、例外的に弁済が有効となり、Bが保護される場合はありますか。

学 生：あります。CがAのBに対して有する債権について弁済受領権限を有するかのような外観を備えていて、そのようなCにBが善意かつ無過失で弁済をした場合です。

教 授：そうですね。民法第478条にそのような内容の規定があります。では、この規定は具体的にどのような場面で用いられるか考えてみましょう。例えば、Cが無効な債権譲渡の譲受人であった場合はどうですか。つまり、AがBに対する債権をCに譲渡し、そのことをAがBに確定日付ある証書によって通知したので、BがCに弁済したけれど、実はAC間の債権譲渡契約は無効だったという場合、民法第478条によってBは保護されますか。

学 生：ア

教 授：では、Cが詐称代理人の場合はどうでしょうか。Cが権限を有しないにもかかわらず、偽造した委任状を持参した上で、Aの代理人と称してBに弁済を求め、Bがそれに応じてしまった場合、民法第478条によってBは保護されますか。

学 生：イ

教 授：では、定期預金の期限前払戻しの場合はどうでしょうか。AがBに対して有する債権が定期預金債権で、CがAになりますし、無権限でその定期預金を期限前に解約して弁済を受領することをBに申し入れ、Bがそれに応じてしまった場合、民法第478条によってBは保護されますか。

学 生：ウ

教 授：では、預金担保貸付の場合はどうでしょうか。AがBに対して預金債権を有していたところ、CがAになりますし、無権限でBから当該預金を担保にお金を借り、後に返済がないので、Bが貸付債権と預金の払戻債務を相殺する場合、民法第478条によってBは保護されますか。

学 生：エ

教 授：では、保険契約者貸付の場合はどうでしょうか。AがBと締結している保険契約に、保険契約者貸付(解約返戻金のうち一定の範囲内で借入れができること、そして、保険契約が消

滅したら、保険者が支払うべき金額から貸付金の元利金が差し引かれるということ)の合意があり、無権限のCが、偽造した委任状を持参した上で、Aの代理人と称してBから保険契約者貸付を受けた場合、民法第478条によってBは保護されますか。

学 生：オ

1. ア、イ
2. ア、ウ、エ
3. イ、エ、オ
4. ウ、エ、オ
5. ア、イ、ウ、エ、オ

【No. 27】 売買契約における手付に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

- ア. A B 間の売買契約締結前の交渉段階で、買入れを希望する B が、売買についての優先交渉権を取得するために、A に対して申込証拠金を交付した場合、この申込証拠金は、手付としての性質を有しない。
- イ. A B 間で売買契約が締結され、その際に、解約手付として、買主 B から売主 A に対して手付金 10 万円が支払われた場合、B は、手付金 10 万円を放棄することによって契約の解除をすることができ、解除によって A に損害が発生したとしても、手付金の放棄とは別に、A に対してその損害を賠償する義務を負わない。
- ウ. 売買契約が締結され、その際に交付された手付の趣旨が明確にされていないときは、損害賠償額の予定としての違約手付の趣旨で交付されたものと解釈される。
- エ. A B 間で売買契約が締結され、その際に、解約手付として、買主 B から売主 A に対して手付金 30 万円が支払われた場合、B は、手付金 30 万円を放棄することによって自由に契約の解除をすることができるが、A B のいずれかが履行に着手した後は、もはや手付による解除することはできない。
- オ. 違約手付は契約の拘束力を強める手付であるのに対し、解約手付は契約の拘束力を弱める手付であるため、趣旨が相反している。そのため、売買契約において、「契約当事者の一方が自らの債務につき不履行をしたときは、買主は手付を没収され、売主は倍額を返還する」という内容の約定があった場合、その約定は専ら損害賠償額の予定としての違約手付と捉えるべきであり、その約定に解約手付の趣旨も併せて含まれていると解することはできない。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 28】 請負に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. マンション建築工事請負契約において、耐震性の面でより安全性の高い建物にするため、主柱について太い鉄骨を使用することが特に約定され、これが契約の重要な内容になっていたにもかかわらず、請負人が、注文者に無断で、当該約定に反し、主柱工事につき約定の太さの鉄骨を使用しなかった場合、実際に使用された細い鉄骨が、構造計算上、居住用建物として安全性に問題のないものであったとしても、当該工事には、契約不適合があるといえる。

イ. 請負人の報酬債権に対し、注文者がこれと同時履行の関係にある目的物の追完に代わる損害賠償債権を自働債権とする相殺の意思表示をした場合、注文者は、請負人に対する相殺後の報酬残債務について、原則として、相殺適状になった日の翌日から履行遅滞による責任を負う。

ウ. 請負が仕事の完成前に解除された場合、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分は仕事の完成とみなされ、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。

エ. 建物建築工事請負契約において、注文者と元請負人との間に、契約が中途で解除された際の出来形部分の所有権は注文者に帰属する旨の約定がある場合、当該契約が中途で解除されたときは、元請負人から一括して当該工事を請け負っていた下請負人は当該約定に拘束されないため、下請負人が自ら材料を提供して築造した出来形部分の所有権は、当該約定にかかわらず、原則として下請負人に帰属する。

オ. 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人又は破産管財人は、仕事を完成した後でも契約の解除をすることができ、契約の解除によって生じた損害の賠償は、破産管財人が契約の解除をした場合における請負人に限り、請求することができる。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、エ
4. ウ、オ
5. エ、オ

【No. 29】 不法行為の成立要件に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 医師が適切な問診を尽くさなかったため、予防接種の接種対象者の疾病等を認識することができず、禁忌すべき者の識別判断を誤って予防接種を実施し、予防接種の異常な副反応により接種対象者が死亡した場合、当該医師は接種に際しその結果を予見し得たものであるのに過誤により予見しなかったものと推定される。
- イ. Aの配偶者Bと第三者Cとが肉体関係を持った場合、A B間の婚姻関係がその当時既に破綻しているときであっても、Cは、原則として、Aの婚姻共同生活の平和の維持という権利を侵害したとみなされ、Aに対して、不法行為責任を負う。
- ウ. 疾病のために死亡した患者の診療に当たった医師の医療行為が、当該医師の過失により当時の医療水準にかなったものではなかった場合、当該医療行為と患者の死亡との間の因果関係の存在が証明されなくても、医療水準にかなった医療が行われていたならば患者がその死亡の時点においてなお生存していた相当程度の可能性の存在が証明されれば、当該医師は不法行為責任を負う。
- エ. 責任能力のない未成年者の親権者は、その直接的な監視下にない子の行動について、人身に危険が及ばないよう注意して行動するよう日頃から指導監督する義務があることから、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によって子がたまたま人身に損害を生じさせた場合であっても、特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとして、当該親権者は不法行為責任を負う。
- オ. 民法第715条の使用者責任が成立するためには、被用者の不法行為が使用者の事業の執行について行われたことが必要であるところ、被用者の行った取引行為が、その行為の外形からみて、使用者の事業の範囲内に属するものと認められる場合には、その行為が被用者の職務権限内において適法に行われたものではなく、かつ、相手方がそのことを知りながら当該取引を行い損害が生じたと認められるときであっても、原則として当該使用者は同条の使用者責任を負う。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

[No. 30] 婚姻の要件に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. AとBが婚姻関係にある間に、Bが死亡した。この場合、Aは、死亡したBの兄弟姉妹と婚姻することはできるが、Bの親と婚姻をすることはできない。ただし、Aが姻族関係終了の意思表示をして姻族関係が終了した後であれば、Bの親との婚姻も可能となる。
2. 婚姻は、届出によってその効力を生ずるが、届出は、当事者双方のみが署名した書面による方法のほか、口頭の方法でもすることができる。口頭の方法の場合は、当事者双方のほかに、3人以上の成年の証人が必要となり、その全員が出頭しなければならない。
3. 優生学上の観点から、一定の親族間での婚姻が禁止されている。具体的には、おじやおばとの婚姻は認められず、いとことの婚姻も認められない。
4. AとBは、事実上の夫婦関係にあり、婚姻意思を有していた。AとBは、その意思に基づいて婚姻届を作成したが、その後、婚姻届の受理時にはAが意識を喪失していた。この場合、原則として婚姻は無効となる。
5. 後見開始の審判を受けて成年被後見人となった者であっても、同人の意思能力が回復している状態であれば、成年後見人の同意を得ずに婚姻をすることができる。

【No. 31】 次の事例におけるB、D、Eそれぞれの相続額として最も妥当なのはどれか。

令和5年3月1日、Aは死亡し、その相続財産は9,000万円であった。

Aには、配偶者Bと、Bとの間の子Cがあり、Cには子Dがいる。Aは、生前、Cから度重なる虐待を受けたため、Cの廃除を家庭裁判所に請求し、廃除の審判が確定していた。また、Aには、Bと婚姻する前に交際していた者との間に子Eがあり、Aは、Eが生まれた直後にEを認知していだが、Cに対する廃除の審判が確定した直後に、Eと養子縁組をしていた。

	B	D	E
1.	4,500万円	0円	4,500万円
2.	4,500万円	2,250万円	2,250万円
3.	4,500万円	1,500万円	3,000万円
4.	6,000万円	1,500万円	1,500万円
5.	6,000万円	0円	3,000万円

これ以下は選択問題です。

No. 32～No. 49 の 18 題から任意の 9 題を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

[No. 32] 株式に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 株式会社は、株式の併合をすることができるが、公開会社においては、株式の併合の効力発生日における発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の 4 倍を超えることができない。

イ. 株式譲受人から名義書換請求があった場合に、会社が正当な事由なく名義書換請求を拒絶したときは、会社は株主名簿の名義書換がないことを理由として株式の譲渡を否認し得ないが、会社が過失により名義書換をしなかったときは、株式譲受人は株式の譲渡を会社に対抗することができない。

ウ. 振替株式発行会社について、振替機関からなされた直近の総株主通知に基づき株主名簿に記載されている者が、次の総株主通知がなされるまでの間に、少数株主権等を行使するに当たっては、たとえ当該会社から株主資格を争われていたとしても、会社に対して個別株主通知をする必要はない。

エ. 非上場会社が株主以外の者に対して新株を発行するに当たり、客観的資料に基づき一応合理的な算定方法によって発行価額を決定していた場合でも、当該価額が「特に有利な金額」であるか否かを裁判所が事後的に判断するに当たっては、他の評価手法を用いるなどして改めて株価の算定を行った上で、その算定結果と現実の発行価額とを比較するのが相当である。

オ. 公開会社の代表取締役が新株を発行した場合は、当該新株が、株主総会の特別決議を経ることなく、株主以外の者に対して特に有利な金額で発行されたものであっても、当該新株発行は無効とはならない。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. ウ、エ
5. ウ、オ

【No. 33】 株主総会に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 議決権行使の代理人を株主に限る旨の定款の規定は、株主は代理人によってその議決権を行
使することができるという会社法の規定に反し、無効である。
- イ. 株主総会の招集手続に瑕疵がある場合、株主は、その瑕疵が自己に対する招集手続における
ものでなければ、当該株主総会の決議の取消しの訴えを提起することはできない。
- ウ. 株主総会決議の日から3か月の提訴期間内に当該決議の取消しの訴えを提起した場合で
あっても、提訴期間を経過した後に新たな取消事由を追加主張することはできない。
- エ. 一般に、ある議案を否決する株主総会等の決議によって新たな法律関係が生ずることはない
し、当該決議を取り消すことによって新たな法律関係が生ずるものでもないから、取締役の解
任議案を否決する株主総会決議の取消しを請求する訴えは、不適法であり認められない。
- オ. 取締役会設置会社である非公開会社において、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議
によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは無効である。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. ウ、エ
5. ウ、オ

【No. 34】 監査役及び監査役会に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 監査役は、取締役の職務執行を監査する機関であり、会社法の規定に基づき監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた場合を除いて、会計監査を含めた業務監査を行う。また、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社以外の大会社で公開会社である会社は、監査役会を置かなければならない。
- イ. 監査役の業務監査は、監査役の責任が過重となることを防ぎ、会社の円滑な業務執行が妨げられないようにするため、取締役の職務執行が法令・定款に適合しているかどうかの監査に限られ、取締役の職務執行に著しく不当な点がある場合であっても、その点について、監査役の監査権限は及ばない。
- ウ. 監査役は、いつでも、会社の取締役・会計参与・支配人その他の使用人に対して、事業の報告を求め、又は自ら会社の業務及び財産の状況の調査をする権限を有するが、子会社に対しては、法人格が別である以上、監査役の職務を行うため必要があるときであっても、その事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況の調査をすることができない。
- エ. 監査役の報酬について、定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によって定めることとされている。また、監査役が2人以上ある場合において、各監査役の報酬について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、各監査役の報酬は、定款又は株主総会の決議で定められた総額の範囲内で、監査役の協議によって定めることとされている。
- オ. 監査役会の招集権は各監査役にあるが、監査役会の招集権者たる監査役を定款又は監査役会で定めたときは、その監査役のみが監査役会を招集することができる。また、監査役会の決議は、議決に加わることができる監査役の過半数が出席し、かつ、出席した監査役の過半数をもって行うこととされている。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. ウ、オ
5. エ、オ

【No. 35】 違法性に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 報道機関の国政に関する取材行為は、公務員の守秘義務と対立拮抗し、時として誘導・唆誘的性質を伴うものであるものの、憲法第21条の精神に照らし十分尊重されなければならない。したがって、新聞記者Aが、真に報道と取材の目的に基づき、当初から機密文書を入手するための手段として利用する意図で、公務員Bと肉体関係を結び、BがAの依頼を拒み難い心理状態に陥ったことに乘じて、Bに対し、機密文書を持ち出して秘密を自己に漏示するよう唆したとしても、Aのこのような取材行為は、刑法第35条の正当な業務行為に当たり、違法性が阻却されるとするのが判例である。
- イ. 50歳の男性Aは、12歳の少年Bから拳で複数回殴られた上、所持していた財布を持ち去られそうになったことから、財布を持ち去られまいと、落ちていた石膏ブロックをB目掛けて投げ付け、Bに全治2か月の骨折を負わせた。この場合、Bは刑事未成年であり、責任能力がないので、Bの行為は不正の侵害には当たらないから、Aには、正当防衛又は過剰防衛は成立せず、緊急避難又は過剰避難が成立し得るのみである。
- ウ. Aが、Bから拳銃を頭に突き付けられて「目の前にいるCを殺せ。さもないとおまえを殺す。」と脅迫され、これに応じてCを殺そうとしたAの行為が緊急避難に当たる場合、緊急避難の法的性質について、他人の法益保護のための緊急避難が認められていることを重視する見解によれば、CがAに反撃しても正当防衛は成立せず、また、併せて、共犯が成立するには正犯が違法であることまでを要するとする見解によれば、BにはCに対する殺人(未遂)罪の共犯は成立しない。
- エ. A所有の大型犬X(時価150万円)が、A宅から盗み出された後に逃走し、山中で猟をしていたB所有の猟犬Y(時価10万円)に襲いかかろうとしたため、Bは、Yを守ろうとしてとっさにやむを得ず所持していた猟銃でXを射殺した。この場合、財産的法益の均衡の有無を客観的価値により判断することとすれば、Bの行為は緊急避難には当たらないが、過剰避難として、情状により、その刑を減輕することだけでなく、免除することもできる。
- オ. Aが気管支ぜん息の発作を起こして昏睡状態に陥って入院し、主治医Bにより、呼吸確保のために気管内チューブを挿入された。その2週間後、Aの回復可能性や余命の判断に必要な検査が実施されていない段階ではあったが、昏睡状態が続いたことからAの回復を諦めたAの家族から、Aの気管内チューブを抜管して治療を中止するよう強い要請があった場合には、Bがその要請に応じてAの気管内チューブを抜管したとしても、Bの抜管行為は、法律上許容される治療中止に当たるとするのが判例である。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 36】 共同正犯に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. A及びBは、共謀の上、甲に対し、顔面を拳で複数回殴り、右手を石で殴るなどの暴行を加え、甲に右手親指骨折の傷害を負わせた。たまたま、暴行現場を通りかかったCは、甲がA及びBの暴行により抵抗や逃亡が困難となっている状態を利用して更に暴行を加えようと考え、A及びBと共に甲の頭部及び背部を角材で複数回殴る暴行を加え、頭部及び背部打撲の傷害を負わせた。この場合、Cには、甲の右手親指骨折の傷害についても、A及びBとの共同正犯が成立する。

イ. Aは、甲から現金をだまし取ろうと考え、甲に電話をかけて虚偽の事実を告げて現金100万円をAが管理する空き室に送付するよう申し向けたが、甲は、送付前にAの電話が詐欺であることに気付いて警察に通報し、警察の指導の下、現金が入っていない荷物を当該空き室に送付した。Bは、甲による通報後に、Aとの間で当該詐欺の共謀を遂げ、甲が警察に通報した事実を認識せずに、当該空き室において、甲から送付された当該荷物を受け取った。この場合、Bには詐欺未遂罪の共同正犯が成立する。

ウ. A及びBは、飲食店で口論となった甲に制裁を加える目的で、甲をB方に連行した上、両名で、甲の顔面、背部等を竹刀や木刀で複数回殴るなどの暴行を加えた(第1暴行)。その後、Aは、「俺は帰る。」と言っただけで、現場をそのままにして立ち去った。Bは、Aが立ち去った後、再び、甲の顔面を木刀で突くなどの暴行を加え(第2暴行)、甲は死亡した。この場合、甲の死因がBの第2暴行によって生じたと認められるときでも、Aには傷害致死罪の共同正犯が成立する。

エ. Aは、B、C及びDと共に、甲方への住居侵入・強盗を計画し、犯行前日に甲方付近の下見を行い、4人の間で、Bを見張り役とし、C及びDが先に甲方に侵入し、内部から入口の鍵を開けて侵入口を確保した上で、待機しているAも甲方に侵入し、共に強盗に及ぶという共謀を遂げた。犯行当日、C及びDが計画どおり甲方に侵入した後、強盗に着手する前に、Bは、付近に人が集まってきたのを見て犯行の発覚を恐れ、C及びDに対し、電話で「人が集まっている。早くやめて出てきた方がいい。」「先に帰る。」と一方的に告げ、Aが待機する車に乗り込み、甲方に侵入することなく、Aと共に現場付近から立ち去った。C及びDは、A及びBが立ち去ったことを認識したが、甲方において強盗を遂げた。この場合、Aには、住居侵入罪の共同正犯が成立するが、強盗罪の共同正犯は成立しない。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 37】 名誉毀損罪に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げて いるのはどれか。

- ア. 名誉毀損罪が成立するためには、「人の名誉を毀損した」(刑法第230条第1項)ことが必要 であるが、同罪の保護法益である人の外部的名誉が具体的に侵害されたことまでは要しない。
- イ. 刑法第230条第1項の「公然と」とは、掲示された事実を不特定又は多数の人が認識し得る 状態をいうが、掲示の直接の相手方が特定かつ少数の人であっても、その者を通じて不特定 又は多数の人に伝播する可能性があれば公然性が認められ得る。
- ウ. 月刊誌の編集者であるAは、多数の信徒を有する宗教団体の会長Bにつき、「Bは、自分と 関係のあった女性を議員として国会に送り込んでいる」旨の記事を月刊誌に掲載して頒布した。 同記事は、一宗教団体内部におけるBの私的な行状を内容とするものにすぎず、かかるBの行 状は、刑法第230条の2第1項の「公共の利害に関する事実」には該当し得ない。
- エ. 刑法第230条の2の「真実であることの証明」に失敗した場合でも、行為者がその事実を真 実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし、相当の理由があ るときは、同法第35条の正当行為として違法性が阻却され、名誉毀損罪は成立しない。
- オ. インターネットの個人利用者による表現行為については、被害者が加害者に対してインター ネット上で反論することが容易であることや発信された情報の信頼性が一般的に低いと受け止 められていることから、確実な資料、根拠に照らして相当の理由がなかったとしても、イン ターネット上で情報を発信する際に個人利用者に対して要求される水準を満たす調査を行った 上で事実を真実であると誤信した場合には、名誉毀損罪は成立しない。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. ウ、エ
4. ア、イ、エ
5. イ、ウ、オ

【No. 38】 ハラスメントに関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 男性職員Aが男性職員Bの性的情報に関する噂を流布する行為は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)上のセクシュアル・ハラスメントには該当しないから、噂を流布されたBは、都道府県労働局長に対して、同法に基づいて紛争調整委員会による調停を申請することはできず、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、同委員会によるあっせんを申請することができるにとどまる。
- イ. 管理職員Aが部下職員Bに対して1年余りにわたり強い嫌悪感等を与えるセクシュアル・ハラスメントを繰り返していたことに基づく、Aに対する懲戒処分の有効性を判断するに当たって、AがBから明白な拒否の姿勢を示されていなかったという事情は、Aに有利な事情として考慮することが相当であるとするのが判例である。
- ウ. ハラスメントをめぐる紛争のうち、マタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメントに関しては、都道府県労働局長が、紛争当事者の双方又は一方に対して必要な助言、指導又は勧告をすることはできるが、紛争調整委員会に調停をさせることはできない。
- エ. 労働基準法上、使用者は、妊娠中の女性職員が請求した場合には、その業務を他の軽易な業務に転換させなければならないところ、かかる妊娠中の軽易な業務への転換を契機としてなされた降格措置は、原則として、妊娠等を理由とする不利益取扱いを禁止した強行法規たる男女雇用機会均等法第9条第3項に違反し、無効となるとするのが判例である。
- オ. 上司により業務上必要かつ相当な範囲を超えて業務に関連して指導や叱責がなされた場合、当該指導や叱責を受けた者は、当該上司に対して不法行為責任を追及し得るほか、使用者に対しても、使用者責任や労働契約上の安全配慮義務(職場環境配慮義務)違反の債務不履行に基づいて、損害賠償請求をすることができる。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 39】 労働災害に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 労働安全衛生法上、事業者は、労働者に対し、医師による健康診断を実施する義務を負い、労働者はそれを受診する義務を負う。一方で、就業規則や労働協約に基づく法定外健診については、労働者は、それを受診するかどうかを自由に決めることができ、受診義務を負うことはない。
2. 業務負担が過重であることを原因として労働者の心身に生じた損害の賠償請求においても、民法の過失相殺の規定を類推適用して、損害の発生又は拡大に寄与した被害者の性格等の心因的要因を一定の限度で斟酌することができる。例えば、責任感があり完璧主義の傾向のある労働者が、その性格も一因となってうつ病を悪化させ過労自殺に至った場合、その労働者の性格が同種の業務に従事する労働者の個性の多様さとして通常想定される範囲内のものであっても、損害賠償額の算定に当たっては、原則として過失相殺の規定が類推適用される。
3. 事業者と直接の労働契約関係ない下請企業の労働者が、当該事業者の管理する設備等を用いて事実上その指揮監督下で稼働し、その作業内容も当該事業者の従業員とほとんど同じであるような場合においては、当該事業者は、当該下請企業の労働者との間で、特別な社会的接触の関係に入ったものとして、信義則上、安全配慮義務を負う。
4. 労働者災害補償保険給付の対象となる業務災害とは、労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡であるが、労働者が、故意にこれらの事由又はその直接の原因となった事故を生じさせたときは、保険給付の対象とならない。したがって、労働者が業務によりうつ病等の精神障害を発症し自殺に至った場合、自殺は故意による死亡であるから、保険給付の対象となることはない。
5. 使用者による労働災害について労働者災害補償保険給付がされる場合においても、労働者やその遺族は使用者に対して民法上の損害賠償を請求することができ、その法律構成は不法行為によることも、債務不履行によることもできる。ただし、損害賠償請求と同一の事由に基づく保険給付がされる場合においては、損益相殺的な調整として、損害賠償額から常に控除される。

【No. 40】 団体行動に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. ある企業に雇用される労働者のみによって組織される、いわゆる企業内組合が、使用者の許諾を得ないままに当該企業の物的施設を利用して組合活動を行うことは、その組合活動に当たり当該企業の物的施設を利用する必要性が高いと認められる場合には、原則として正当な組合活動と認められる。
- イ. ある組合が、自組合員の一部にだけ行わせる、いわゆる部分ストを、同組合の自主的判断に基づいて敢行し、その結果、当該部分ストに参加しなかった同組合の不参加組合員の業務が客観的にも存在しなくなり履行不能となった場合には、使用者が当該不参加組合員からの就労申込みを拒絶したとしても、当該不参加組合員は、使用者に対し、原則として、就労できなかつた期間に対応する賃金と休業手当のいずれも請求することができない。
- ウ. 使用者は、組合の正当な争議行為によって業務の正常な運営が阻害されることは受容しなければならないから、組合がストライキを行っている期間中は、操業を継続することはできるが、操業阻止を目的とする組合の争議手段に対して、操業を継続するために必要とする対抗措置をとることはできない。
- エ. 組合の労働争議に対する使用者のロックアウト(作業所閉鎖)は、使用者側が著しく不利な圧力を受けている場合の対抗防衛手段として相当性が認められるものである。したがって、使用者側が、著しく不利な圧力を受けているとはいえない情勢の下において、全面的なロックアウトを敢行することは、組合側の争議行為に対する対抗手段として相当性を欠き、違法であるから、使用者は、労務を提供しようとした労働者に対する賃金支払義務を免れない。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、エ
4. ア、イ、ウ
5. イ、ウ、エ

【No. 41】 国際法の主体に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. ベルヌ条約事件(注1)において、我が国の最高裁判所は、一般に、我が国について既に効力が生じている多数国間条約に、我が国が国家承認を与えていない国(未承認国)が加入した場合は、当該条約に基づき締約国が負担する義務が普遍的価値を有する一般国際法上の義務であるときなどを除き、当該条約上の権利義務関係を我が国と当該未承認国との間に発生させるか否かを我が国が選択することができると判示した。
- イ. 植民地独立付与宣言(注2)は、国連憲章が当初より法的権利として規定していた人民の自決権の効力を改めて確認し、その迅速な実現を図ったものであり、この宣言を契機として1960年代に多くの植民地が主権国家としての独立を達成した。
- ウ. 国連損害賠償事件(注3)において、国際司法裁判所は、国連のように広範な任務と権能を設立条約によって付与された国際組織は、国家と同様に、国際法によって認められた国際的な権利及び義務の全てを享有すると判示した。
- エ. 伝統的に、人権の享有主体は個人であると考えられてきたが、国連先住民族権利宣言(注4)は、先住民族が個人又は集団として、国連憲章、世界人権宣言及び国際人権法において認められた全ての人権及び基本的自由を完全に享有する権利を有するとしている。
- オ. 条約法条約(注5)は、条約締結能力を有する主体として国家のみを挙げているため、連邦国家の構成単位である州は、当該国の連邦憲法が州の権限をどのように定めているかにかかわらず、他国との間で法的拘束力のある合意を締結する能力を有しないと一般に解されている。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. ウ、オ

(注1) ベルヌ条約事件とは、「著作権侵害差止等請求事件(平成21年(受)第602号・第603号)最高裁第一小法廷2011(平成23)年12月8日判決」を指す。

(注2) 植民地独立付与宣言とは、「植民地諸国及びその人民に対する独立の付与に関する宣言」(1960年採択、国連総会決議15/1514)を指す。

(注3) 国連損害賠償事件とは、「国連の職務中に被った損害の賠償事件(国際司法裁判所)1949年4月11日勧告的意見」を指す。

(注4) 国連先住民族権利宣言とは、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(2007年採択、国連総会決議61/295)を指す。

(注5) 条約法条約とは、「条約法に関するウィーン条約」(1969年採択)を指す。

【No. 42】 国際法上の領域に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. パルマス島事件(注1)において、常設仲裁裁判所は、領域主権について、その論理的帰結として、領域内において他国の権利を保護する義務を伴うと判示した。この判決を契機として、国家が自国の領域の管理に責任を負うとする学説の発展も見られたが、今日では、国連憲章に基づき、そのような考え方は領域の排他的支配権に反するものとして国際法上認められないと一般に解されている。
- イ. 国家が領域を法的に取得するための権原としては、先占、添付、割譲、征服等が挙げられてきたが、国連憲章の下で、武力による威嚇及び武力の行使は違法であるとされたことから、今日では、征服は有効な領域取得の権原として認められないと一般に解されている。
- ウ. リギタン・シパダン島事件(注2)において、国際司法裁判所は、当事国が提出した国家の主権的行為の存在を示す証拠を精査した上で、マレーシアが自国の名において行った活動は、数は少ないが、その性質は多様で、立法、行政、準司法的行為を含み、かなりの期間にわたり、国家機能を行使する意図を明らかにしていることなどを踏まえ、両島に対する主権はマレーシアに帰属すると判示した。
- エ. 領域をめぐる紛争が存在する際には、領土の割譲や国境の画定について定める条約よりも領域支配の実効性が紛争の解決の基準として重視される。カメルーン・ナイジェリア事件(注3)において、国際司法裁判所は、係争地における領域支配の実効性と条約上設定された権原との間に抵触がある場合は前者が優先すると判示した。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

(注1) パルマス島事件とは、「パルマス島事件(常設仲裁裁判所、オランダ/米国)1928年4月4日判決」を指す。

(注2) リギタン・シパダン島事件とは、「リギタン島及びシパダン島に対する主権事件(国際司法裁判所、インドネシア/マレーシア)2002年12月17日判決」を指す。

(注3) カメルーン・ナイジェリア事件とは、「カメルーンとナイジェリアの領土及び海洋境界事件(国際司法裁判所、カメルーン対ナイジェリア)2002年10月10日判決」を指す。

[No. 43] 国際違法行為への対処に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. ニカラグア事件(注1)において、国際司法裁判所は、武力攻撃が発生していないとも、違法に武力が行使された場合には、その直接の被害国に加えて第三国も武力行使を伴う対抗措置をとる権利を有すると判示した。
- イ. 条約法条約(注2)によれば、他国による条約の違反を条約の終了又は運用停止の根拠として援用するためには、条約に別段の定めがない限り、当該違反が重大なものでなければならず、そのような重大な違反には、条約の趣旨及び目的の実現に不可欠な規定についての違反が含まれる。
- ウ. 外交関係条約(注3)によれば、外交官は接受国の刑事裁判権からの免除を享有する一方、外交官の派遣国はこの免除を放棄することができ、もしそのような放棄を行わない場合には、派遣国は外交官の違法行為に起因する損害を接受国に対して賠償しなければならない。
- エ. 国家責任条文(注4)によれば、国の機関に当たらない者による行為であっても、当該行為を行うに際して、その者が国による指揮又は統制の下で行動していた場合や、国が当該行為を自己の行為として認めかつ採用した場合などには、その行為は国際法上当該国の行為とみなされる。
- オ. 環境保護に関する各種の多数国間条約で採用される不遵守手続とは、条約上の義務を履行しない国があれば直ちに懲罰的な制裁措置を課すことを特徴とする仕組みであり、これは義務違反による環境損害の発生を未然に防止することを目的としている。

1. ア、エ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、オ

(注1) ニカラグア事件とは、「ニカラグアにおける及び同国に対する軍事的・準軍事的活動事件(国際司法裁判所、ニカラグア対米国)1986年6月27日判決」を指す。

(注2) 条約法条約とは、「条約法に関するウィーン条約」(1969年採択)を指す。

(注3) 外交関係条約とは、「外交関係に関するウィーン条約」(1961年採択)を指す。

(注4) 国家責任条文とは、「『国際違法行為に対する国の責任』に関する条文」(2001年草案採択、国連総会決議56/83添付文書)を指す。

【No. 44】 ある消費者は、所得 I の下、効用が最大となるように X 財と Y 財の消費量を決める。この消費者の効用関数は、以下のように与えられる。

$$u = xy \quad \left. \begin{array}{l} u : \text{効用水準} \\ x : \text{X 財の消費量}, y : \text{Y 財の消費量} \end{array} \right\}$$

この消費者の当初の所得 I は 2000 であり、X 財の価格は 100、Y 財の価格は 200 であった。

いま、次の二つの政策について考える。

政策 A : Y 財 20 単位と交換できる引換券を給付する政策

政策 B : 追加的に 4000 の所得を給付する政策

それぞれの政策を実施した場合の効用水準の変化に関する記述の組合せとして最も妥当なのはど
れか。

ただし、この消費者は政策 Aにおいて給付された引換券を確実に使用し、引換券は売却できない
ものとする。

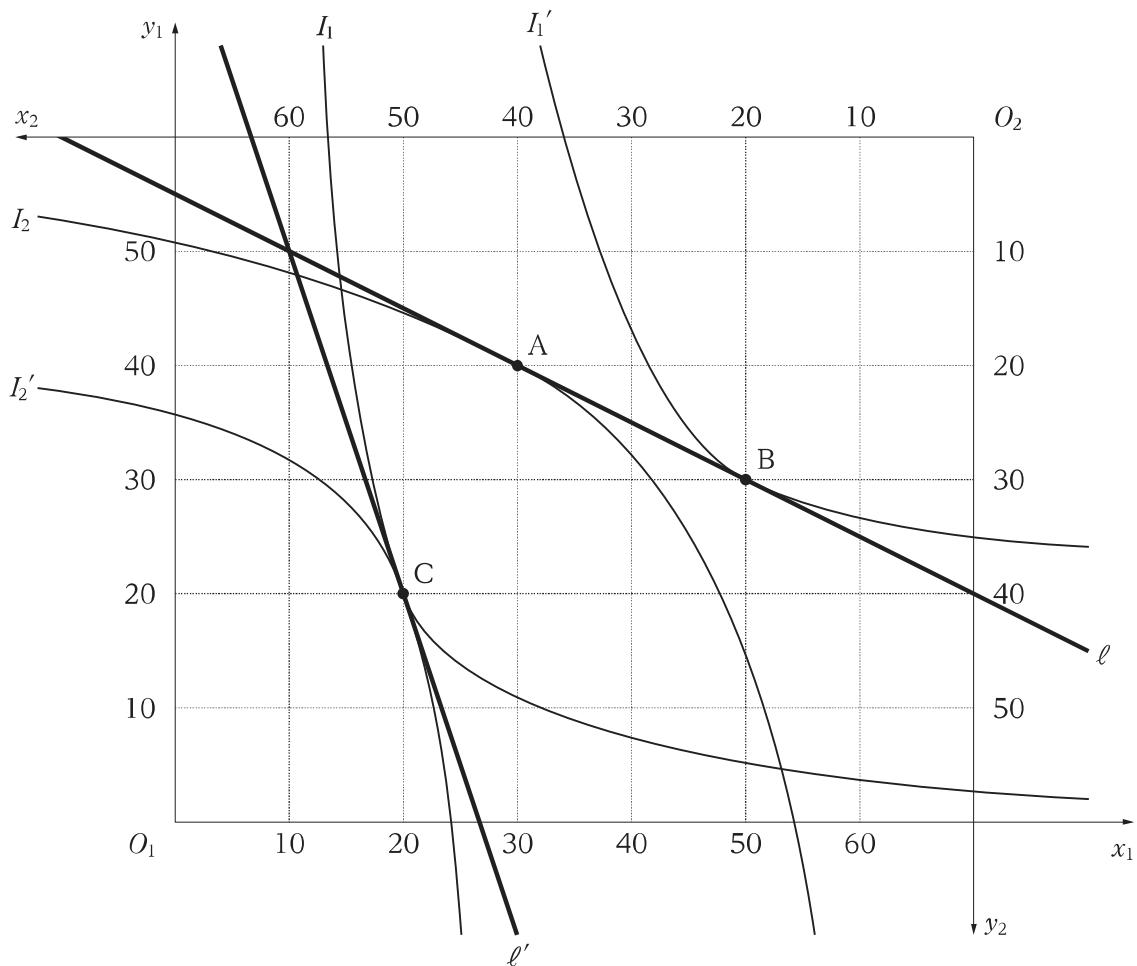
政策 A

政策 B

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 当初より 300 だけ高い。 | 当初より 250 だけ高い。 |
| 2. 当初より 300 だけ高い。 | 当初より 350 だけ高い。 |
| 3. 当初より 350 だけ高い。 | 当初より 400 だけ高い。 |
| 4. 当初より 350 だけ高い。 | 当初より 450 だけ高い。 |
| 5. 当初より 400 だけ高い。 | 当初より 400 だけ高い。 |

[No. 45] 消費者1と消費者2の2人の合理的な消費者及びX財とY財の2種類の財から成る純粋交換経済を考える。消費者1によるX財の消費量を x_1 、Y財の消費量を y_1 、消費者2によるX財の消費量を x_2 、Y財の消費量を y_2 とし、図のようなエッジワース・ボックスを考える。

消費者1の初期保有はX財が10単位、Y財が50単位であり、消費者2の初期保有はX財が60単位、Y財が10単位である。また、消費者1の無差別曲線(I_1, I_1')、消費者2の無差別曲線(I_2, I_2')がそれぞれ細線で、初期保有点を通る予算制約線(ℓ, ℓ')がそれぞれ太線で示されている。この図では、点Aにおいて I_2 は ℓ に接しており、点Bにおいて I_1' は ℓ に接している。さらに、点Cにおいて ℓ' は I_1 と I_2' の共通の接線となっている。



このエッジワース・ボックスに関する以下の記述の(ア)~(ク)に入る語句又は数字の組合せとして最も妥当なのはどれか。

X財の価格が1でY財の価格が2の場合、消費者1は (ア) 財を (イ) 単位売って
(ウ) 財を (エ) 単位買おうとする。

X財の価格が3でY財の価格が1の場合、消費者2は (オ) 財を (カ) 単位売って
(キ) 財を (ク) 単位買おうとする。

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)
1.	X	5	Y	10	X	10	Y	30
2.	X	20	Y	10	Y	30	X	10
3.	Y	10	X	20	Y	30	X	10
4.	Y	20	X	40	X	10	Y	30
5.	Y	20	X	40	X	5	Y	15

【No. 46】 次のような閉鎖経済の IS-LM 分析のモデルを考える。

$$\text{財市場均衡条件: } Y = C + I + G$$

$$\text{消費関数: } C = 50 + 0.8Y$$

$$\text{投資関数: } I = 250 - 20r$$

$$\text{政府支出: } G = 100$$

$$\text{貨幣市場均衡条件: } \frac{M}{P} = L$$

$$\text{名目貨幣供給量: } M = 200$$

$$\text{実質貨幣需要関数: } L = 0.4Y - 20r$$

(Y : 国民所得、 r : 利子率、 P : 物価水準)

このモデルにおいて、政府支出 G が当初の水準から 60 増加すると、クラウディング・アウトが発生する。このクラウディング・アウトを相殺するために必要となる名目貨幣供給量 M の増加分として最も妥当なのはどれか。

ただし、物価水準 P は 1 とする。

1. 100
2. 120
3. 140
4. 160
5. 180

【No. 47】 インフレーションやデフレーション等に関する記述ア～オの正誤の組合せとして最も妥当なのはどれか。

- ア. 一時的であっても物価上昇がみられる状態をインフレーションと呼び、我が国では 1980 年以降、インフレーションの状況が続いている。
- イ. 天候不順による農産物の不作に伴って、加工食品の原材料が不足することに起因する物価上昇は、コストパッシュ・インフレーションと考えられる。
- ウ. 消費が予想を上回って好調であることから、生産が需要に追いつかず、様々な商品の価格が上昇することは、ディマンドプル・インフレーションと考えられる。
- エ. 繙続的に物価が下落する状態をデフレーションと呼ぶ。デフレーションは、不況期に需要が減少した際に発生する場合もあるが、技術革新などによる企業の生産性の向上によって、生産コストが下落した際に発生する場合もある。
- オ. インフレーションと不況が同時に生じている状態をスタグフレーションと呼び、我が国では、第 1 次石油ショック期に発生した。

ア	イ	ウ	エ	オ
1. 正	正	誤	誤	誤
2. 正	誤	誤	誤	正
3. 誤	正	正	誤	誤
4. 誤	正	正	正	正
5. 誤	誤	正	正	正

[No. 48] 我が国の財政制度に関するA～Eの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- A. 繼続費とは、歳出予算の経費のうち、性質上又は予算成立後の事由によって年度内にその支出が終わらない見込みのある経費について、翌年度に繰り越して使用することができるものである。予算の単年度主義の例外であり、国会の議決は必要としないが、財務大臣の承認を要件とする。
- B. 特別会計の設置は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、認められている。令和3年度の特別会計の数は、13となっている。
- C. 法人税は、納税義務者と担税者が異なる間接税であり、各事業年度末の法人の所得を対象に累進的に課税される。また、事業年度末における資本金の額が1億円を超える法人に対しては、外形標準課税が導入されている。
- D. 国の歳出については、公債又は借入金以外の歳入をもって、その財源としなければならない旨が財政法第4条第1項に定められている。一方で、同項ただし書において、建設国債の発行は認められている。また、借換債の発行も可能であり、年度を超えた前倒し発行も認められている。
- E. 財政投融資は、国債の発行等で調達した資金を財源に、長期・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトの実施を可能とするための政府による投融資活動である。財政投融資計画を構成する、財政融資・産業投資・政府保証が、それぞれ予算の各所に盛り込まれ、予算が国会の審議・議決を経ることにより、財政投融資計画は間接的に国会の議決に拘束される。

1. A, B
2. A, D
3. B, C, E
4. B, D, E
5. C, E

【No. 49】 我が国の財政事情に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 令和4年度の一般会計当初予算の規模は、社会保障関係費や国債費等の増加に伴って、前年度当初予算を上回っている。また、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すため、変異株による感染拡大等、予期せぬ状況変化に備え、前年度に引き続き5兆円の新型コロナウイルス感染症対策予備費を計上している。
2. 令和4年度の一般会計当初予算における歳出のうち、防衛関係費についてみると、防衛装備品の全般にわたり、重要度の低下した装備品の運用停止や長期契約の活用等によって2兆円を超える効率化・合理化効果を実現した一方で、緊迫化する国際情勢を踏まえ、新たに南西地域の島嶼部の防衛のほか、宇宙・サイバー等の新領域の能力強化を図るための予算を計上したことから、前年度当初予算より大幅に増加し10兆円を超える規模となっている。
3. 令和4年度の一般会計当初予算における歳出のうち、社会保障関係費についてみると、看護・介護・保育などの現場で働く職員の処遇改善を図るための診療報酬の改定や薬価の引上げの影響により、前年度当初予算と比較して5%以上増加し、初めて35兆円を超えている。また、一般歳出に占める社会保障関係費の割合は、6割を超える水準となっている。
4. 令和4年度の一般会計当初予算における歳入のうち、租税及び印紙収入についてみると、法人税は、前年度当初予算と比較して減少したものの、消費税や所得税のほか、自動車重量税やいわゆるガソリン税に含まれる揮発油税による税収の増加から「その他」が増加したことに伴って、租税及び印紙収入の規模は前年度当初予算と同程度となっている。
5. 令和4年度の一般会計当初予算における歳入のうち、公債金についてみると、予算の質の向上の観点から効率化・合理化を進めた結果、特例公債は前年度当初予算と比較して10兆円程度減少した。一方で、老朽化の進んでいる社会資本の維持管理・更新の費用を確保する理由から建設公債は増加しており、令和4年度の一般会計当初予算における公債依存度は40%を超える水準となっている。

C2 – 2023 法律 専門 (多肢選択式)

正答番号表

No	正答	No	正答	No	正答
1	2	21	5	41	2
2	4	22	3	42	3
3	1	23	1	43	4
4	1	24	4	44	3
5	4	25	4	45	4
6	5	26	5	46	2
7	3	27	1	47	4
8	3	28	2	48	4
9	4	29	1	49	1
10	5	30	5		
11	1	31	2		
12	5	32	2		
13	2	33	4		
14	4	34	2		
15	3	35	4		
16	1	36	3		
17	2	37	1		
18	5	38	5		
19	1	39	3		
20	4	40	3		